

「経済活性化戦略」 第10回会合 議事要旨

1. 日 時：平成14年3月18日(月) 10:00～11:30
2. 場 所：内閣府共用第4特別会議室(406会議室)
3. 出席者：牛尾経済財政諮問会議議員、吉川同議員、本間同議員、島田特命顧問、
亀井政務官、小平政策統括官、坂政策統括官、岡本審議官、谷内審議官、
和田審議官、喜多村総括政策研究官、須田総括政策研究官、田中参事官、
宮城参事官、田和企画官 他
4. 議 題：有識者ヒアリング「知的財産権」
 - (1) 江崎 正啓氏(トヨタ自動車㈱ 知的財産部長)
 - (2) 久保利 英明氏(弁護士)
 - (3) 丸島 儀一氏(経団連産業技術委員会知的財産問題部会長、
キヤノン㈱顧問)

5. 議事内容：

(1) 江崎 正啓氏による説明

知的財産制度は国際的に整備されているが、運用の統一が重要な課題と考えている。日本は迅速な審査・運用が行われている一方で、欧州はかなり時間がかかる。たとえば、日本で特許を取得していてもヨーロッパでも競合する場合、欧州で権利が取得できるまでは行動をとりにくい場合も生じている。知的財産制度・運用の国際的統一が重要である。アジア・発展途上国はWTO等で制度は整備されているが、運用が全く不十分。日本は技術創造立国であり技術の成果を日本に還流するには、制度だけでなく運用も含めて要求していくことが重要。

権利者を保護する流れの中では、技術の対価は徐々に高くなっていく。その際審査の質が低いと、訴訟コスト・所有コストが高くなるので、質の高い審査が必要となる。

実際に裁判になった場合、知的財産の訴訟は専門的で技術的になるため、東京地裁・大阪地裁を知的財産の専門管轄としていく方向で議論されている。アメリカは高裁レベルの特許専門の裁判所(CAFC)を設けている。CAFCの設置以降、アメリカの特許運用等が安定しており、日本でも東京高裁の専属管轄化を検討してもらいたい。

また日本の特許訴訟は非常に時間がかかる。裁判所の審理そのものは迅速になっているが、侵害訴訟になった場合、被告が特許の無効を抗弁するケースが多い。日本の制度は、特許の有効性に対しては特許庁の管轄、侵害については裁判所の管轄、ということで一体的に審理できない制度となっている。被告が特許無効と言えば、一旦特許庁に戻って判断を待ち、さらにその判断に不満があれば審決取消訴訟が東京高裁に上がり、それが決定してからもう一度侵害訴訟に戻るといった極めて長いプロセスが必要になる。迅速化の為にこれらを一体として取り扱えるようにすべきと考える。

証拠収集の手続きにも問題がある。特許の侵害は外見では分かりづらい案件が多い。現在は原告が侵害を証明立証しなくてはならず、訴訟を申し立てるには侵害立証の負担が極めて重い。これを被告側に請求に基づく開示義務を課すことができるよう変える必要

がある。併せて営業機密も全部公開されるので、機密性のある書類は守秘業務を可能にするよう制度を改正する必要がある。

海外特許が必要だが、費用が高額となっており負担が大きい。海外への出願コストを低減するためにも、世界統一の特許の推進をお願いしたい。

日本は今まで、技術後進国型(なるべく低い特許料で済ませようとする)であったが、欧米は比較的高額な価値を見出している。今後アジア等への技術供与を適正な単価で行うには日本国内の対価も国際相場並にすべき。

賠償金の制度について、最初からライセンスを申し込んだ所と、不正使用が見つかった所が同じ支払いというのはおかしい。何らかのペナルティが必要。

中国の模倣品は大問題。昔は部品を中心とした商標違反だけであったが、最近は自動車そのものが模倣されている。意匠権は我々も取得しているが、法律はともあれ、運用に際しては権利者が弱く、海賊版が出回りやすい風土となっている。

アジア・中国は、様々な条件があり技術供与に際して高額な対価が得られない。制度だけでなく運用も重視しないと、非常な安価で技術が流出する恐れがある。各国の法律制度だけでなく、技術移転に関する何らかの制約を作る必要があると思う。

(2) 久保利 英明氏による説明

知的財産権について、司法からの観点で説明したい。

弁護士 2 万人、弁理士 1 万人の状況では、知的財産権の実効性を確保することは難しい。これだけ少ないのは、従来知的財産権について法的解決のニーズがなかったことによる。日本では交際費が 5 兆円でリーガルコストは 1000 億円程度。アメリカは交際費はほぼゼロで、リーガルコストで 30 兆円かけているが、その差がそのまま現在の圧倒的な差となって現れている。

司法を強くし、迅速に法律家を増やしていく対応が必要。専属管轄も一つの案だが、国際的競争力という観点も重要。日本では特に証拠収集と、収集した証拠の営業機密維持に問題がある。アメリカでは守秘が可能な制度(非公開・秘匿特権・秘密保持義務)があるが、この制度がないと実際には特許裁判は難しい。

理系や国際系の参入が、知的財産権を扱うときには必要となる。知的財産権を担うロースクールができる流れはまだない。

リナックス型かマイクロソフト型にするかは各企業が決めればよいが、例えばマイクロソフト型を選択したときに、それを守れる制度がなければならない。制度がない時はリナックス型にならざるを得ないが、それが世界に広まったときどういう形で日本の国益に返ってくるか、見取図が必要。また、そこまで完成度を高めたのは何が原因だったのか、という分析が重要になる。

FTA について。中国のコピー品について言われているのは、日本の企業の動きが見えないということ。日本企業は半ば諦めている面も見られるが、これはいけない。アメリカの企業は、権利を守るために強い意志を持って、今の中国の法制度の中でどこまでやれるかを考慮している。フランスのシャネル等も商標違反の訴訟を粘り強く行い、

一定の効果あげていることから、日本もそういった決意を見せるべき。
知的財産権は権利なので法律で守るしかないが、現在の日本では法曹の力が十分ではないので、この分野に急速に傾注する必要がある。

(3) 丸島 儀一氏による説明

ここ数年のプロパテント政策は、発明が生まれてからどうするかに議題が偏りすぎている。そもそもプロパテント政策は産業競争力強化の一環であるのに、「どうしたらいい発明、研究成果が生まれるか」という議論がほとんどなされていない。

適正な研究開発に対しては適正なリターンと保護がある仕組みが必要である。よく新しい分野、例えばビジネスモデルやゲノム等に保護が必要かという議論が長期に渡ったが、日本が特許にするかしないかの判断は迅速に行うべきである。例えば、医療は産業でないので特許の対象とならないとされているが、一方で総合科学技術会議の重点四分野の一つであるナノテク・ライフサイエンスからは医療分野の発明が多数予想される。こういう分野を特許にするかどうかを、もう一度明確にしなければならない。特許を侵害した者に対しては、侵害の事実を公表し、懲罰的な意味合いも含め高額な損害賠償とするなど負担を重くする必要がある。懲罰的賠償は、存在そのものが抑止力になる。

最近ライフサイクルが非常に短い商品が多いが、こういう商品では、損害賠償請求を後回しにしても、差し止めの仮処分を早急に下すなど、メリハリのついた裁判も必要。裁判の問題では、日本では営業機密を法廷に出したときに守ることができない。不正競争防止訴訟も裁判所で起こせない。機密情報がすべてオープンになってしまうからで、提示した証拠が保護される仕組みが絶対的に必要。また、裁判所では侵害訴訟に係る無効の抗弁も一体で行って欲しい。

企業側からみると、研究開発時には第三者の権利をチェックするコストが大きい。アメリカでは特許に対する事前調査に非常にコストがかかっていたが、CAFC(連邦控訴裁判所)が専属管轄となり、判決の統一が図られてから判決の予見性が高まり事前検討がしやすくなった。そのため、日本で高額賠償制度が導入された場合は、一方で事前調査などの予防的作業をスムーズに整備しなければならない。まずは判決の統一が必要となる。現在は東京地裁、大阪地裁が知的財産の専属管轄となるように議論されているが、加えて東京高裁を控訴裁判所としての専属管轄とし、しかも判決の統一の機能を果たしてもらいたい。

標準化技術の裏には知的財産が相当数存在し、現在は標準化活動がそのまま企業戦略となっている。標準化活動をきちんと行わないと、世界の中で孤立する恐れがある。日本の良い技術が国際的に通用しないのは国益にも反することで、国際標準になるような活動を行う必要がある。こういった活動は民間企業だけではできないので、国家戦略として行って欲しい。アメリカはコンソーシアムで事実上の標準を作ってから国際標準に持っていきこうとしている。一方標準化された場合、独占・寡占を運用でどう規制していくかというのが問題となる。

最近の日本は空洞化が著しい。技術が海外に流出し過ぎないように、国内で生産しても競争力があるような仕組み、例えば特区などが必要ではないか。企業は生き抜くために最適地に移行していく。国家戦略を考慮するときは、企業が残れるようなものであって欲しい。研究開発の空洞化は防がないといけない。

日本企業は基本特許が少ないといわれている。企業は5年先で成果を出さないとならないような状況におかれており、長期的な研究開発投資がしにくい状況にある。日本で基本特許を出せる環境にあるのは大学である。そのため教授が発明したものを大事に扱い、将来の産業につなげる可能性を残すような仕組みが必要となる。教授に対して特許出願をサポートし、抜け穴のない特許にしなければならない。補正の制限を緩和して、基本特許を取りやすい仕組みを作るべきである。

(4) 自由討議

(牛尾議員)

丸島氏のお話は、大学の中に知的所有権を運営する機構を作る、ということか。

(丸島氏)

その通り。きちんとした形で作るのは難しいとは思いますが、大事なことだと思う。アメリカの研究者は日本の学界の動向を監視している。アメリカの特許制度では、基本部分を抑えておけば、第三者の発表を追加したのも特許になってしまう。例えば日本人の特許を、アメリカ人がもともと所有していた特許に結合させても特許が成立する。今後日本はこの制度によって相当厳しい状況になると思われる。だから良い発明を行ったら、事業化を前提とし、企業の視点で権利化作業が行える体制が必要。

(牛尾議員)

日本製のOS「トロン」が消えてしまった理由は。

(久保利氏)

「トロン」は全く消えているわけではないが、日本がOSをリナックス型によってデファクトスタンダードを作ることに対してアメリカの政治的な圧力がかった、ということ。各企業は一応参加はしているが、あまり積極的でなかった。水面下の経済戦争に日本が負けたとも言えるのではないか。

(牛尾議員)

通信のクアルコム社が自社の通信技術に対して非常に高いロイヤルティーを課しているのは、アメリカにそういう環境があるのか、個別企業の戦略なのか、国ぐるみなのか。

(久保利氏)

クアルコム社については不明だが、もし「トロン」をその形で行ったらもっと早く潰されていた。日本に守りきる力がなかったのは事実。

(牛尾議員)

知的財産権について、アメリカはなぜ世界的に強いのか。

(久保利氏)

アメリカが知的財産権に強いのは、法律のシステムと 100 万人の弁護士の存在による。
(江崎氏)

アメリカには世界に先行した技術を世界標準化することで、さらに有利な状況を作りだしているケースもある。

(牛尾議員)

アメリカのプロパテント政策は、権利者を擁護する前にアメリカの権利を優先しているのか。

(江崎氏)

そう思う。アメリカが有利な技術を世界に先がけて特許とするように制度化している。日本も、強い技術をどうするか、という政策が必要と考えられる。

(牛尾議員)

日本の特許政策は、10 年ぐらい前から権利者重視に変化していると言われるが、非常に中途半端だと思う。その認識についてお伺いしたい。

(江崎氏)

日本には裁判制度自体の問題と、裁判に対する否定的なイメージとがあり、裁判にいたるケースはあまり多くない。ただ企業側から見れば徐々に変化はしており、今後は増加すると考えている。競争が海外のトップメーカー相手なので、日本の裁判制度運用を欧米と同様に権利者に十分メリットがある制度にしてもらいたい。

(牛尾議員)

アメリカは、特許に関しては強いものを守ることによって国益を守っていると理解しているのか。

(江崎氏)

そう思う。産業競争力を高める際に総合的な対応をしている。知的財産制度もその一つとして運用されている。

(吉川議員)

大学の教授が効率的な特許を取得するのは難しいのではないかと。基礎研究に従事している人は、応用研究と離れている場合が多い。だからその研究がどのように利用されるかについては直接関心を持たない人も多く、それを社会の方から掬って、効率的な特許に仕立てあげるといった分業体制が必要になると思う。

司法制度の整備の指摘は同感。逆に、どうして着手できないのか。

(丸島氏)

侵害訴訟と無効の抗弁を一括してできないのは、裁判の期間を短くしろという声が非常に強いために、裁判の期間が長くなることを裁判所が嫌がっているからと理解している。ユーザーから見れば、トータルとして短縮されていればそれでいいのだが。

また、なぜ知的財産権だけ変える必要があるのか、という議論がよく出る。産業競争力を高めるためには、知的財産権に関係する事項について改革して頂きたい事項が多いので、他の分野と同一にせず単独で解決すべき事項として取り扱って欲しい。そうしなくては、本当の意味の改革にはならないと思う。

(久保利氏)

司法制度は長らく放置されていたが、少しずつ動いてきた。例えばインカメラ審理、即ち判事室の中で裁判官だけが証拠を見ることができる制度ができたが、弁護士・裁判官とも慣れていない状況でありあまり有効に活用されてはいると思えない。司法の保守性が見られる。

もう一つ、3倍以上の賠償額は最高裁により公序良俗違反とされている。その中で、どうして知的財産だけ3倍賠償が認められるのか、どこからどこまでが知的財産なのか、という議論がありまとまらない。地方の裁判所では高額賠償を認める例があるが、東京に管轄が集約されることによって保守化し、打ち破れなくなる危険もある。その点では専属管轄はよし悪しだと思う。

侵害訴訟と無効の抗弁の一体化は、法務省と経産省の間で成立できる話だと思う。

(本間議員)

個人の能力を開花させるためには、知的財産については従業員と企業の間をもっとドライにした方が良いのでは。

(江崎氏)

この問題は国際的な視点で考えるべき。日本以外に職内発明制度がある国はドイツだが、大変詳細な規則を設けているにもかかわらず、訴訟が多い。その結果、ドイツに研究所を設置することに消極的になっていると聞いている。日本企業にだけ制約を伴う制度となる恐れがあり、国際的に比較して発明者へのインセンティブは企業に自由度のある制度としていく必要がある。

(本間議員)

国立大学で行った研究に関しては、特許が個人に帰属するのか、国に帰属するのかという問題がある。個人に特許が帰属するケースが少ない中で、研究費を論文で測る慣行が見られる。そこを動かそうとしたとき、制度的な支障があるか。

(丸島氏)

知的財産権が国有になった場合、処理の仕方が非常に複雑である。日本版パイドール法が基本だと思う。ただ、産学連携をスムーズにするため、たとえ教授帰属でも窓口は大学で一本化したほうがいい。つまり、ライセンス権は大学がもつべき。

アメリカには職務発明が少ない。日本では開発者＝発明者だが、アメリカでは発明する人はごくわずかである。日本では発明により対価が得られるが、その金額があまり大きいと弊害がある。画期的な発明は別枠にした方がいい。あまり発明者のリターンを上げると、グループ研究では誰が真の発明者なのかを争うことが考えられ、結果として弊害が大きい。また一般的に言って、発明者は必ずしも事業化には貢献しない。事業化には別の開発者が大勢関わる。発明者だけに特別な対価を払うと、事業化で貢献した人に対して不平等になるだろう。

(本間議員)

知的財産権の特徴は、純粋な公共財が私的財となり、外部経済が内部化していくプロセス。初期の所有権をどう確定するかという問題があり、これができないと売買が成

立しない。情報を当事者同士以外ではやり取りしない、守秘義務がある、将来の価格付けが難しい、という3つの特殊性の中で、国際的な面も含めて、今後どのように規格化、標準化していくか。この辺がきちんとした方向性で動いているのかも含め、お伺いしたい。

(久保利氏)

現在は、アメリカとその他の国が競争している状況。それを担う法律家は、90%以上は法学部出身。一方アメリカは法学部がなく、ロースクールを出る人は様々な分野の人がいる。基本的な素養が違う。裁判官を含め、この部分が負けている。これが今の知的財産の大きな問題になっている。

(亀井政務官)

ビジネスモデル特許について、特許庁はもっと積極的に取り組むべきとの見方があるが、どう考えるか。

(久保利氏)

ビジネスモデルは、それなりに認められてきている。ただ、どこまで実効性があるのかは疑問がある。将来的には大事だと思うが、訴訟の現場は特に大きな動きはない。

(江崎氏)

トヨタ生産方式に関する特許を取得しているが、ビジネスモデル特許の一つと考えている。現在は防衛的な役割であり、積極的に活用する状況にないと考えている。

(丸島氏)

ビジネス方法特許は、方法全体を権利侵害として行使することは実際には難しい。それは一人の人が方法の全体を実施するというよりは、複数の人が分担して実施するという性格のものなので、間接侵害を導入しなければならないからである。いま間接侵害規定を拡大した特許法改正の内容を国会で審議しているが、まだ改正内容が十分ではない。

インターネットを通じたビジネス方法特許が本格的になったとき、日本の特許法では国境をまたがった侵害について対応できない。アメリカは自国の特許で国境をまたがった侵害を訴訟できる。インターネット関係では、アメリカの特許が世界特許になる可能性があり、非常に問題。そのため今から、日本も国境をまたがった侵害をどう扱うか、検討する必要がある。

以上

なお、本議事概要は、速報のため事務局の責任において作成したものであり、事後修正の可能性あります。

(連絡先)

内閣府 政策統括官(経済財政-経済社会システム担当)付
参事官(経済社会システム総括担当)付 TEL : 03-3581-0783